

令和 2 年度病床の整備計画の公募について

■ 病床整備計画の公募結果について

京都府保健医療計画に基づき、令和 2 年 7 月 31 日から 9 月 18 日までの間、山城北及び山城南の二次医療圏における病床整備計画の公募を行ったところ、山城北医療圏で 9 医療機関から 1,070 床、山城南医療圏で 2 医療機関から 69 床の整備計画の申出がありました。

各医療圏の地域医療構想調整会議及び医療審議会で御意見を聴取した結果、山城北医療圏で 4 医療機関 362 床、山城南医療圏で 2 医療機関 50 床の整備を進めることとしました。

山城北医療圏

| | 開設者 | 整備 |
|---|----------------|-------|
| 1 | 医療法人徳洲会 | 128 床 |
| 2 | 医療法人石鎚会 | 114 床 |
| 3 | 社会医療法人美杉会 | 20 床 |
| 4 | 社会医療法人岡本病院(財団) | 100 床 |

山城南医療圏

| | 開設者 | 整備 |
|---|--------------|------|
| 1 | 国民健康保険山城病院組合 | 34 床 |
| 2 | 中村 一仁 | 16 床 |

■ (参考) 不足病床の配分と考え方

1. 病床の配分に当たっては、京都府保健医療計画（平成30年3月改定）における医療提供体制の整備方策との整合性を図る必要がある。
2. 具体的には、二次保健医療圏（地域医療構想における構想区域）ごとに不足する病床機能を担う病床であることを原則とし、下記の優先順位により、基準病床数の範囲内で配分を行う。
ただし、不足する病床機能以外の病床を整備しようとする場合において、書面によりその理由等が明確にされた病床の整備計画については、配分について配慮する。
3. 医療法第7条第3項の規定により、知事の許可を受けなければならないとされている有床診療所についても病床配分の対象とする。
4. 令和4年3月末までに整備計画に着手することを条件とする。

◆ 優先順位

京都府が目指すべき医療提供体制を実現するための施策に沿う次の病床について、優先して配分を行う。

- ア) 京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）の各構想区域において、不足が推計されている回復期機能を担う病床
- イ) その他、京都府保健医療計画の実現に向けて必要な病床

令和4年7月21日
国民健康保険山城病院組合
事務局

回復期リハビリテーション病棟設置における進捗状況について

＜ 経緯 ＞

- ・令和3年9月 京都府より34床の病床配分を受ける。
 - ・令和4年2月 病院組合定例議会 回復期リハビリテーション病棟に関わる議案等の可決
 - ・令和4年3月 病棟改修工事設計業者決定

＜今後の主な予定＞

- ・令和4年 8月 病棟改修工事業者決定
 - ・令和4年 9月末 老健やましろ入所定員数66名（4階フロアを空ける）
 - ・令和4年10月 回復期リハビリテーション病棟改修工事着工
 - ・令和5年 4月 回復期リハビリテーション病棟運用開始

回復期リハビリテーション病棟設置に伴う主なスケジュール